

新型コロナウイルス感染症検査にて陽性と診断された場合の対応 (在園児・職員の同居家族が陽性と診断された場合等)

ver. 8.0
令和4年7月23日更新

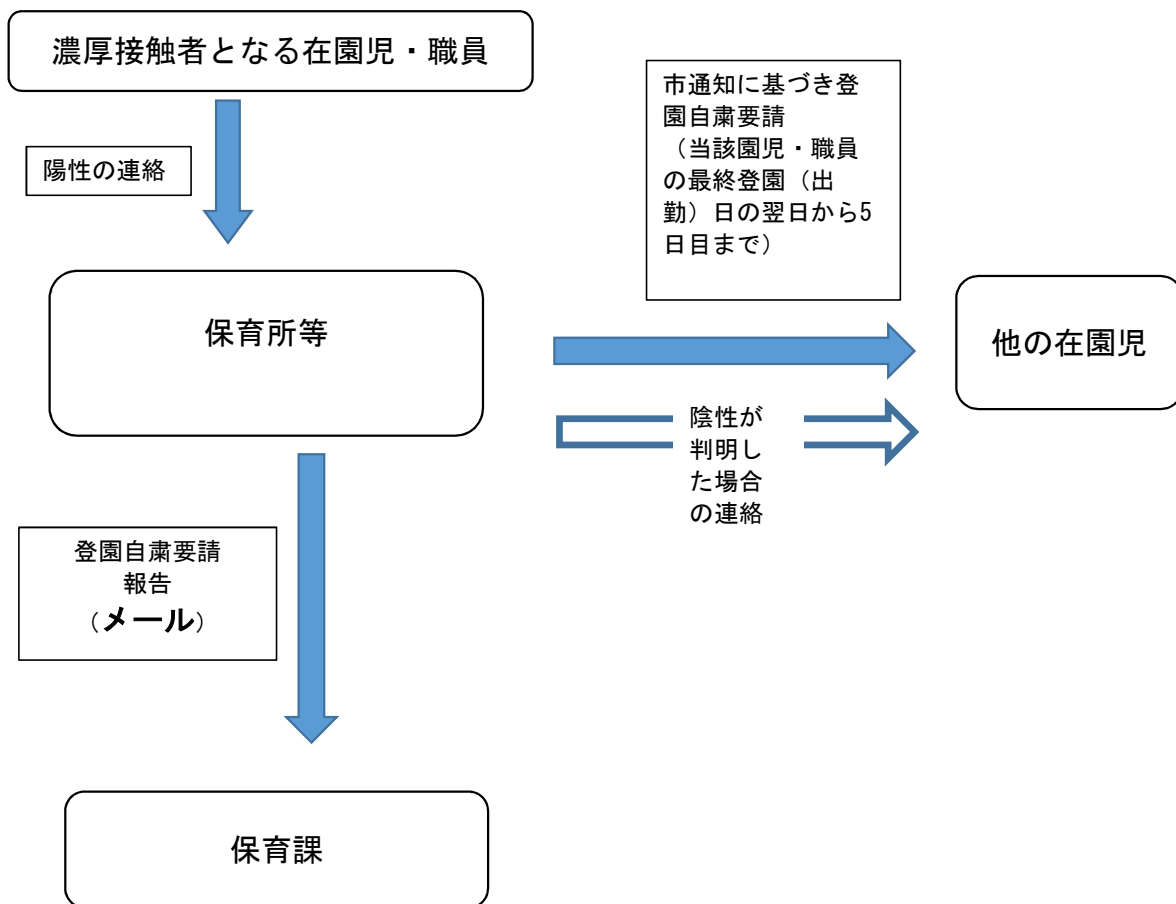
①以下の状況となった場合、市通知に基づき、施設から保護者に対して登園自粛要請とする

- ・在園児または職員の同居家族が陽性と診断された場合
(判明同日中に当該在園児または職員の陰性が確認された場合は行わない)
- ・陽性者が発生したことにより濃厚接触状況調査を行った場合(判明日同日中に調査完了)
- ・新型コロナウイルス感染症に係る休園期間が終了する場合

※陽性者の最終登園(出勤)日の翌日から5日間が経過している場合は登園自粛要請としない

②家族が陽性となった在園児・職員の検査の結果陰性が判明した場合は、保育所等から在園児にその旨お知らせする

【対応フロー】



家族が陽性となった在園児・職員の検査の結果陽性が判明した場合は、「新型コロナウイルス感染症検査にて陽性と診断された場合の対応 (在園児・職員の場合)」参照

※状況によって対応が変わる場合があります。